



建設ユニオン

入院したときの補償

1日16,000円以上



(45歳未満組合員の場合、入院時の国保の傷病手当金+組合共済傷病見舞金を合わせて)



埼建国保の補助制度

〈組合の集団健診〉

10,000円の補助（健診費用が14,000円未満の場合は、8,000円の補助）。

〈人間ドック・脳ドック〉

人間ドック20,000円、脳ドック30,000円、肺ドック20,000円の補助。

〈保養施設利用補助〉

埼建国保が契約している保養施設（契約旅館）を組合員・家族が利用される場合、被保険者1人（3歳以上）につき年度内2回3,000円が補助されます。詳しくは支部事務所窓口まで。

〈東京ディズニーリゾート® 利用補助〉

埼建国保の被保険者がディズニーランド・ディズニーシーを利用する際、1,000円の利用券があります。

〈電話健康相談〉

医師の24時間常勤体制で、電話健康相談（無料）を行っています。気になる身体の症状、家庭看護介護に関する相談など健康と医療に関する相談を受け付けています。相談は下記のフリーダイヤルまでお願いします。

フリーダイヤル 0120 - 4976 - 24

〈婦人科健診〉

女性被保険者が乳がん、子宮がん検診等、婦人科健診を受診したときには、年度内1回3,000円の補助。

埼建国保の主な給付内容

| 名 目 | 内 容 | 請求時に必要な書類 |
|--|--|--|
| 傷病手当金 (組合員本人のみ) ※加入以前に発生した傷病などは給付制限の場合あり | 3年間で通院最高60日間 通院は保険料区分で日額が決まります ☆特1種 1日 4,000円 ☆第1種 1日 3,500円 ☆第2種A・B・C 1日 3,000円 ☆第3種A・B～6種 1日 2,500円 3年間で入院1日10,000円×最高60日間 ※連続して4日以上休業があった時、1日目から給付 | 組合にある所定の用紙に医師の証明をもらい、組合に提出します。(印鑑持参)用紙は請求すれば、郵送もします。 |
| 出産手当金 (組合員本人のみ) | 入院 1日 10,000円 通院 1日 2,500～4,000円 ×産前42日、産後56日まで | |
| 出産育児一時金 (本人・家族とも) | 一児につき420,000円 | ①印鑑と保険証 ②新生児が記載された住民票 ③出産時の病院の領収書 |
| 葬 祭 費 | 本人・家族とも70,000円 | ①印鑑と保険証 ②所定の用紙(葬祭費申請書)に医師の証明、または死亡診断書(写しでも可)、または住民票除票 |
| 医療費償還金制度 ※加入以前に発生した傷病などは給付制限の場合あり | 組合員が入院した際は、月単位1レセプト17,500円を越えた医療費が償還されます。 | 該当する事由が発生した場合、組合から通知されます。 |

組国歌保加入条件と加入手続き

●組国歌保に加入する条件は？

建設産業に従事している労働者、職人、事業主であれば、加入できます。

●組国歌保に加入する手続は？

- ①家族全員の名前が記載された住民票（省略の住民票ではなく、世帯主・続柄等が記載されたもの）1通と印鑑。
- ②職種確認のため、個人事業主（労災保険の計算書・確定申告書の控・労働者名簿）、一人親方（確定申告書と内訳書の控、一人親方労災加入証明書）、従業員（源泉徴収票の写し、雇用証明書）、現在加入している保険証のコピーなどが必要になります。詳しくは支部事務所窓口までお問い合わせ下さい。

※マイナンバーの記載と本人確認が必要となるため、加入する家族全員のマイナンバーが分かるもの（通知カード、個人番号カード、住民票（個人番号記載あり）のいずれか）と申請者の身元確認書類（運転免許証など）をご用意ください。

●しめきりと保険証の発行

毎月20日しめきりで、翌月1日（保険証が発行される日）から資格が発効します。保険料は別紙を参照してください。

埼建国保の保険料

| 健 康 保 険 料 | | 介護保険料 | 合 計 |
|--------------------|---------|--------|---------|
| 組 合 員 種 別 | 月 額 | 月 額 | 月 額 |
| 特1種 法人事業主 | 28,200円 | 4,000円 | 32,200円 |
| 第1種 個人事業主 | 25,800円 | 3,600円 | 29,400円 |
| 第2種A 50歳以上の一人親方 | 22,400円 | 3,300円 | 25,700円 |
| 第2種B 35歳～49歳の一人親方 | 22,000円 | 3,300円 | 25,300円 |
| 第2種C 35歳未満の一人親方 | 17,900円 | — | 17,900円 |
| 第3種A 35歳以上の男性従業員 | 17,500円 | 2,900円 | 20,400円 |
| 第3種B 30歳～34歳の男性従業員 | 17,100円 | — | 17,100円 |
| 第4種 30歳以上の女性従業員 | 15,000円 | 2,900円 | 17,900円 |
| 第5種 25歳～29歳の従業員 | 10,400円 | — | 10,400円 |
| 第6種 25歳未満の従業員 | 8,500円 | — | 8,500円 |
| 家族1人につき（4人まで） | 4,600円 | 2,800円 | 7,400円 |

※介護保険料の徴収は本人・家族共40歳から64歳まで。

※0歳児の保険料は2歳の誕生月まで徴収しません。

※上記の健康保険料に加え、別途750円（埼玉分担金）を徴収させていただきます。